

**高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者さんへ**

**特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行について**

いつも当院をご利用頂き誠にありがとうございます。近年、生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病)の患者数が増加しており、年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は**令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定**し、これまで診療所で算定してきた『**特定疾患管理料**』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『**生活習慣病管理料**』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年(2024年)6月1日から、**高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者さんで、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行**します。

この度の改定によって、『**療養計画書**』へ**初回だけ署名(サイン)**を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願い致します。

※ただしこれまで通り検査料金は別途費用がかかります。

※年齢、保険の種類、その他加算によって異なります

お忙しいところ大変恐縮ですが、**6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様にはお1人様1回(初回)のみ『療養計画書』へ署名(サイン)を看護師や事務スタッフからご依頼**しますので

どうかご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。